

訪問看護

重要事項説明書

- ☐ ご本人様控え
- ☐ 事業者控え

事業者：福田総合福祉サービス株式会社

介護事業所：フクダ訪問看護ステーション・御殿山

重要事項説明書

【介護(予防)保険による訪問看護・医療保険による訪問看護】

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(枚方市条例第48号)」第80条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	福田総合福祉サービス株式会社
代表者氏名	代表取締役 福田 恵美子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府枚方市渚西1丁目18番15号 (電話 072-840-4775) (FAX 072-840-4777)
会社設立年月日	昭和63年7月19日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	フクダ訪問看護ステーション・御殿山
介護保険指定 事業所番号	2762490551
事業所所在地	大阪府枚方市渚西1丁目40番11号 ベル・サンセベリア105号室
連絡先 相談担当者名	(連絡先電話) 072-807-6026 (FAX 番号) 072-807-6027 (相談担当者) 塩崎 由大
事業所の通常の 事業の実施地域	(大阪府)枚方市・寝屋川市・交野市・高槻市・(京都府)八幡市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護事業の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、指定訪問看護の円滑な運営規定を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行う。

	3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。 6 前5項のほか、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年枚方市条例第48号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日時	月曜日～日曜日 午前 8時40分～午後 5時(24時間営業) 但し、国民の祝日、12月31日から翌1月3日までは除く。 上記の営業日、営業時間のほか、ご利用者やご家族からの電話による相談は受け付けます。又、状況次第では訪問も致します。
------	--

(4) 事業所の職員体制

管理者		看護師 塩崎 由大
職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 7名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名

※2024年6月1日時点

3 提供するサービスの内容及び禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分 と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画 の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の 提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 健康相談 健康チェックと助言(血圧、体温、呼吸、脈拍など)、特別な病状の観察と助言 ② 日常生活の看護 清潔のケア、食生活の援助、排泄のケア、寝たきり、床ずれ予防の為のケア、療養環境の整備、生活リズムの取り方の助言、散歩などの付添い(主にリハビリを目的としたもの)、日常生活自立の支援、呼吸を楽にするケア、肩こり・腰痛などを和らげるケア ③ 終末期の看護 在宅での看取り、苦痛緩和の為のケア、家族の支援 ④ 治療促進の為の看護 慢性疾患の看護と療養生活の相談、褥瘡の処置・予防、その他創部の処置、人工肛門、留置カテーテルや在宅酸素などの管理・援助、服薬管理の支援、その他主治医の指示による処置 ⑤ 在宅リハビリテーション 理学療法士・作業療法士によるリハビリテーション、体位交換、関節などの運動、日常生活動作の訓練(食事・排泄・移動・入浴・歩行など)、言語聴覚士による言語・嚥下訓練 ⑥ 家族、介護者の相談 あらゆる病状、介護、日常生活に関する相談、精神的支援

(2) 看護職員の禁止行為について

●看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) サービスご利用にあたっての禁止事項について

●利用者様およびご家族様には十分なお理解を頂きたいと思えます。

① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

例) ○特定の職員のサービス提供を理由なく拒む

○人格を否定するような発言をする

○事業所等へ訪問時の事実ではないことを言い続ける

○職員に対し、暴言や無礼な身振りをする

○利用者・家族様の思い通りにならないとすぐに怒鳴る

○介護保険サービス以外の業務を威嚇して強要する

○体調や、看護に関係ない世間話や愚痴の電話(深夜帯の電話、長電話など)

② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為

例) ○ケア中に不必要な場面でのセクハラ行為

○下半身を露出する。シャワー介助中に身体を触る。猥褻な言葉を発する

○容姿に対して、不快な発言をする

③ サービス利用中に写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載する行為

④ 理由なく頻回なキャンセルが続く行為(月に一度も訪問しないなど)

⑤ 看護・リハビリの治療方針・治療方法などの理解が得られなかった場合

上記事項がありましたら、サービスを中止させて頂くことがございます。ご理解の程よろしくお願い致します。

4 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者	塩崎 由大
	イ 連絡先 電話番号(携帯)	080-3714-8344
	FAX 番号	072-807-6027
	ウ 受付日及び受付時間	月～日・午前8時40分～ 午後5時(24時間営業)

※ 担当する看護職員については、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

5 サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

※事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	塩崎 由大
-------------	-----	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するによる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
----------------------	--

② 個人情報の保護	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
-----------	---

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

〔緊急時連絡先〕

主治医氏名	所属医療機関名等	所在地	電話(勤務先または携帯)
家族等連絡先	氏名及び続柄	住所	電話(自宅、勤務先または携帯)

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

〔事故発生時連絡先〕

市町村名	担当部	課 名	電話番号
枚方市役所	長寿社会部	地域包括ケア推進課	072-841-1458
事業所名	所在地	担当介護支援専門員氏名	電話番号

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者総合補償制度
補償の概要	賠償責任保険

10 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

14 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。

○管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。

○相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。

○対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所 在 地	大阪府枚方市渚西1丁目40番11号 ベル・サンセベリア105号室
	電話番号	072-807-6026
	ファックス番号	072-807-6027
	受付時間	午前8時40分～午後5時(24時間営業)
【市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域連合)の介護保険担当部署の名称)	所 在 地	枚方市大垣内町2丁目1番20号
	電話番号	072-841-1221
	FAX番号	072-841-3039
	受付時間	午前9時～午後5時(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地	大阪府中央区常盤1丁目3-8
	電話番号	06-6949-5418
	受付時間	午前9時～午後5時(土日祝は休み)

16 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 請求方法等	ア 利用料、利用者負担額、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額によりご請求いたします。
	イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降に利用者様あてに直接お渡し又は、郵送にてお送りいたします。
② 支払い方法等	ア サービス提供記録の利用者様控えと請求内容を照合のうえ、毎月26日(土日祝日であれば次の平日)にご指定の口座から振替をさせていただきます。また翌月に領収書をお渡しさせていただきます。
	イ 医療費控除の還付請求の際に必要なことがありますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、2カ月以上滞納し、更に30日間の支払い猶予期間を定めて督促しても、さらにその督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払いいただくことがあります。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（枚方市条例第48号）」第80条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府枚方市渚西1丁目18番15号
	法人名	福田総合福祉サービス株式会社
	代表者名	代表取締役 福田 恵美子
	事業所住所	大阪府枚方市渚西1丁目40番11号 ベル・サンセベリア105号室
	事業所名	フクダ訪問看護ステーション・御殿山
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

訪問看護サービス契約における個人情報使用同意書

事業者 福田総合福祉サービス株式会社

事業所 フクダ訪問看護ステーション・御殿山

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより使用することに同意します。

1 使用する目的

- ・事業者が訪問看護サービスを円滑に実施するために必要な場合

2 個人情報の内容および使用

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等
- ・毎月の主治医への病状、状況報告
- ・訪問看護の指示書を定期的に主治医へ依頼
- ・病状が変わった時に在宅においての対処法を主治医へ確認したい場合
- ・入院および退院時、病棟看護師や主治医へ情報提供をする必要がある場合
- ・ケアマネージャーや他の事業所間における会議で使用する場合
- ・入院、入所にあたり情報の提供
- ・医療保険の利用者様は、市町村、保健所、精神保健センターへ情報提供する必要がある場合など

年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	

自宅での看取りをお考えの方・希望される方へ

ご自宅にて終末期の看取りを希望される場合、在宅往診医と連携を取り、看取り看護をおこなっています。主治医から末期の診断された場合、医療保険での毎日の訪問が可能(介護保険では点数の範囲内)となります。日々状態が変わっていくことが考えられますので、状態に応じて説明をしながら支援して参ります。主治医が往診できない場合は、往診医の紹介も相談に応じます。※施設での看取りも同様となります。

■医療保険

訪問看護ターミナルケア療養費1 25,000円	※ 在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者様(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上で、ターミナルケアを行った場合に算定する。
訪問看護ターミナルケア療養費2 10,000円	※ 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上で、ターミナルケアを行った場合に算定する。

※同一の利用者において、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合又は保険医療機関において在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の当核加算をしている場合においては、算定できません。

■介護保険

息を引き取るまで24時間以内に訪問看護を行った場合
2,500単位加算(1割負担の場合:自己負担額2,500円)

■自費(エンゼルケア)

息を引き取られてからの訪問看護は介護保険・医療保険に請求することが認められていません。つきましては自費負担となりますのでご了解下さい。

8時～22時 : 15,000円＋税
22時～8時 : 18,000円＋税

介護保険

～料金表・加算について～

事業者：福田総合福祉サービス株式会社

介護事業所：フクダ訪問看護ステーション・御殿山

【介護保険】

要支援（１・２）

看護師が行う 訪問看護	基本単位数		基本利用料 ※（注１）参照		昼間 （８時～１８時）					
					１割 ※（注２）参照		２割 ※（注２）参照		３割 ※（注２）参照	
20分未満	303	単位	3,242	円	325 円		649 円		973 円	
30分未満	451	単位	4,825	円	483 円		965 円		1,448 円	
30分以上60分未満	794	単位	8,495	円	850 円		1,699 円		2,549 円	
60分以上90分未満	1,090	単位	11,663	円	1,167 円		2,333 円		3,499 円	

理学療法士が行う 訪問リハビリ	基本単位数		基本利用料 ※（注１）参照		昼間 （８時～１８時）					
					１割 ※（注２）参照		２割 ※（注２）参照		３割 ※（注２）参照	
20分以上	284	単位	3,038	円	304 円		608 円		912 円	
20分以上×２回（40分以上）	284	単位（×２）	6,077	円	608 円		1,216 円		1,824 円	
20分以上×３回（60分以上）	142	単位（×３）	4,558	円	456 円		912 円		1,368 円	

※１日に2回を超えて（3回以上）訪問予防訪問看護を行う場合は1回につき50/100に相当する単位数を算定

※理学療法士による介護予防訪問看護の開始日の属する月から12か月を超えて利用者に介護予防訪問看護を行った場合（2021年4月を起算月とする。入院による中断、指示内容に変更がある場合は新たに利用開始となる。）

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料も自動的に改訂されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、

超えた額の金額をご負担いただく事となりますのでご注意ください。

※ 介護保険の料金は月ごとに利用単位数が集計され、端数の処理等が生じるため上記見積り金額と少々異なることがありますのでご了承下さい。

看護師のみ 夜間・早朝加算（25%加算）	基本単位数		基本利用料		昼間 （８時～１８時）					
					１割		２割		３割	
20分未満	379	単位	4,055	円	406 円		811 円		1,217 円	
30分未満	564	単位	6,034	円	604 円		1,207 円		1,811 円	
30分以上60分未満	993	単位	10,625	円	1,063 円		2,125 円		3,188 円	
60分以上90分未満	1,363	単位	14,584	円	1,459 円		2,917 円		4,376 円	

看護師のみ 深夜加算（50%加算）	基本単位数		基本利用料		深夜 （22時～6時）					
					１割		２割		３割	
20分未満	455	単位	4,868	円	487 円		974 円		1,461 円	
30分未満	677	単位	7,243	円	725 円		1,449 円		2,173 円	
30分以上60分未満	1191	単位	12,743	円	1,275 円		2,549 円		3,823 円	
60分以上90分未満	1635	単位	17,494	円	1,750 円		3,499 円		5,249 円	

【介護保険】										
要介護(1・2・3・4・5)										
看護師が行う <u>訪問看護</u>	基本単位数		基本利用料 ※(注1)参照		昼間 (8時～18時)					
					1割 ※(注2)参照	2割 ※(注2)参照	3割 ※(注2)参照			
20分未満	314	単位	3,359	円	336	円	672	円	1,008	円
30分未満	471	単位	5,039	円	504	円	1,008	円	1,512	円
30分以上60分未満	823	単位	8,806	円	881	円	1,762	円	2,642	円
60分以上90分未満	1,128	単位	12,069	円	1,207	円	2,414	円	3,621	円
理学療法士が行う <u>訪問リハビリ</u>	基本単位数		基本利用料 ※(注1)参照		昼間 (8時～18時)					
					1割 ※(注2)参照	2割 ※(注2)参照	3割 ※(注2)参照			
20分以上	294	単位	3,145	円	315	円	629	円	944	円
20分以上×2回(40分以上)	294	単位(×2)	6,291	円	630	円	1,259	円	1,888	円
20分以上×3回(60分以上)	265	単位(×3)	8,506	円	851	円	1,702	円	2,552	円
※1日に2回を超えて(3回以上)訪問予防訪問看護を行う場合は1回につき90/100に相当する単位数を算定										
(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料も自動的に改訂されます。										
なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。										
(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、										
超えた額の金額をご負担いただく事となりますのでご留意下さい。										
※ 介護保険の料金は月ごとに利用単位数が集計され、端数の処理等が生じるため上記見積り金額と少々異なることがありますのでご了承下さい。										
看護師のみ <u>夜間・早朝加算(25%加算)</u>	基本単位数		基本利用料		昼間 (8時～18時)					
					1割	2割	3割			
20分未満	393	単位	4,205	円	421	円	841	円	1,262	円
30分未満	589	単位	6,302	円	631	円	1,261	円	1,891	円
30分以上60分未満	1,029	単位	11,010	円	1,101	円	2,202	円	3,303	円
60分以上90分未満	1,410	単位	15,087	円	1,509	円	3,018	円	4,527	円
看護師のみ <u>深夜加算(50%加算)</u>	基本単位数		基本利用料		深夜 (22時～6時)					
					1割	2割	3割			
20分未満	471	単位	5,039	円	504	円	1,008	円	1,512	円
30分未満	707	単位	7,564	円	757	円	1,513	円	2,270	円
30分以上60分未満	1,235	単位	13,214	円	1,322	円	2,643	円	3,965	円
60分以上90分未満	1,692	単位	18,104	円	1,811	円	3,621	円	5,432	円

【介護保険】

以下の要件を満たす場合、以下の料金が加算されます。

《利用者様負担額》

加算の種類	単位	利用料	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合	算定回数等
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600 単位	6420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)	500 単位	5350 円	535 円	1,070 円	1,605 円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	250 単位	2675 円	268 円	535 円	803 円	1月に1回
退院時共同指導加算	600 単位	6420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	1回当たり
初回加算(Ⅰ)	350 単位	3745 円	375 円	749 円	1,124 円	初回のみ
初回加算(Ⅱ)	300 単位	3210 円	321 円	642 円	963 円	初回及び 2 カ月以上の入院した際の 退院後の初回
看護・介護職員連携 強化加算	250 単位	2675 円	268 円	535 円	803 円	1月に1回
ターミナルケア加算	2,500 単位	26750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円	死亡月に1回
口腔連携強化加算	50 単位	535 円	54 円	107 円	161 円	1月に1回
複数名訪問看護加算 (Ⅰ)	254 単位	2717 円	272 円	544 円	816 円	1回当たり(30分未満)
	402 単位	4301 円	431 円	861 円	1,291 円	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	300 単位	3210 円	321 円	642 円	963 円	1回当たり
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士の場合 の減算	8 単位 (減算)	85 円	9 円	17 円	26 円	1回当たり
サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	3 単位	32 円	4 円	7 円	10 円	1回当たり

※主治の医師から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

●加算について ※介護保険利用の対象者のみ

【緊急時訪問看護加算（Ⅰ）】：利用者様の同意を得て、利用者または、その家族などから電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を整備し計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。

【特別管理加算】：指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ・特別管理加算（Ⅰ）：在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ・特別管理加算（Ⅱ）：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人口肛門または人口膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

【退院時共同指導加算】：入院もしくは入所中の者が退院または、退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。ただし、初回加算を算定する場合は算定しません。

【初回加算（Ⅰ）】：新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。

【初回加算（Ⅱ）】：新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の訪問看護を提供した場合に加算します。ただし、退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。また、入院2ヵ月が経過したのち、状態に応じて新たな計画書を作成した場合も加算します。

【看護・介護職員連携強化加算】： たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画書や報告書の作成の支援等を行った場合に加算します。

【ターミナルケア加算】： 在宅で死亡された利用者について、利用者またはその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- （イ）多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- （ロ）急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

【口腔連携強化加算】： 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算します。

【複数名訪問看護加算】： 二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

【長時間訪問看護加算】： 特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（60分以上90分未満）に加算します。当該加算を算定する場合は、90分を超過する部分の利用料は徴収しません。

【理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の減算】：

訪問看護費（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合）について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。

【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）】： 訪問看護ステーション等が提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算として、1回につき3単位を加算する。

※指定訪問看護ステーション・病院または診療所の場合

主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

医療保険

～料金表・加算について～

事業者：福田総合福祉サービス株式会社

介護事業所：フクダ訪問看護ステーション・御殿山

【医療保険】										
訪問回数：基本的には週3回限度（悪性腫瘍終末期、難病等で回数制限がない場合もあります）										
訪問時間：30分～90分※ 基本の訪問時間は60分以内です。状態によっては90分までとしています。										
主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。 介護保険の適応でない方・介護保険の要介護認定者であって、末期悪性腫瘍・神経難病の方及び急性増及び急性増悪時等には、医療保険を利用した訪問看護の提供を行います。										
基本利用料		（加入者健康保険の自己負担による額）		週3日目まで（1日の利用料）			週4日目以降（1日の利用料）			
				1割	2割	3割	1割	2割	3割	
基本療養費（Ⅰ）		看護師		555円	1,110円	1,665円	655円	1,310円	1,965円	
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		555円	1,110円	1,665円	555円	1,110円	1,665円	
		准看護師		505円	1,010円	1,515円	605円	1,210円	1,815円	
基本療養費（Ⅱ） 要件を満たす 施設入所者		同一日2人		1割	2割	3割	1割	2割	3割	
		看護師		555円	1,110円	1,665円	655円	1,310円	1,965円	
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		555円	1,110円	1,665円	555円	1,110円	1,665円	
		准看護師		505円	1,010円	1,515円	605円	1,210円	1,815円	
基本療養費（Ⅱ） 要件を満たす 施設入所者		同1日3人以上		1割	2割	3割	1割	2割	3割	
		看護師		278円	556円	834円	328円	656円	984円	
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		278円	556円	834円	278円	556円	834円	
		准看護師		253円	506円	759円	303円	606円	909円	
基本療養費（Ⅲ） 一時的に外泊を している場合		在宅療法に備えて一時的に外泊を しているものに対して、入院中に1回 ＜厚生労働大臣が定める疾患の方は2回＞		1割	2割	3割				
				850円	1,700円	2,550円				
管理療養費（1）*1		月の初日			月の2日目以降（1日につき）					
		1割	2割	3割	1割	2割	3割			
		767円	1,534円	2,301円	300円	600円	900円			
*1 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割未満で、次のいずれかに該当する ・別表第7、第8に該当する者への訪問看護について相当な実績がある ・精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度40以下の利用者の数が月に5人以上である										

【医療保険】

【精神】

訪問回数　：　基本的には週3回限度（悪性腫瘍終末期、難病等で回数制限がない場合もあります）

訪問時間　：　30分～90分※　基本の訪問時間は60分以内です。状態によっては90分までとしています。

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。
介護保険の適応でない方・介護保険の要介護認定者であって、末期悪性腫瘍・神経難病の方及び急性増及び急性増悪時等には、
医療保険を利用した訪問看護の提供を行います。

基本利用料	利用人数 1人	週3日目まで(1日の利用料)			週4日目以降(1日の利用料)		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
精神科訪問看護 基本療養費(I)	看護師(30分以上)	555円	1, 110円	1, 665円	655円	1, 310円	1, 965円
	看護師(30分未満)	425円	850円	1, 275円	510円	1, 020円	1, 530円
	准看護師(30分以上)	505円	1, 010円	1, 515円	605円	1, 210円	1, 815円
	准看護師(30分未満)	387円	774円	1, 161円	472円	944円	1, 416円

精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ) 要件を満たす 施設入所者	利用人数 同一日2人まで	週3日目まで(1日の利用料)			週4日目以降(1日の利用料)		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
	看護師(30分以上)	555円	1, 110円	1, 665円	655円	1, 310円	1, 965円
	看護師(30分未満)	425円	850円	1, 275円	510円	1, 020円	1, 530円
	准看護師(30分以上)	505円	1, 010円	1, 515円	605円	1, 210円	1, 815円
	准看護師(30分未満)	387円	774円	1, 161円	472円	944円	1, 416円

精神科訪問看護 基本療養費(Ⅳ) 要件を満たす 施設入所者	利用人数 同一日3人以上	週3日目まで(1日の利用料)			週4日目以降(1日の利用料)		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
	看護師(30分以上)	278円	556円	834円	328円	656円	984円
	看護師(30分未満)	213円	426円	639円	255円	510円	765円
	准看護師(30分以上)	253円	506円	759円	303円	606円	909円
	准看護師(30分未満)	194円	388円	582円	236円	472円	708円

精神科訪問看護 基本療養費(Ⅴ)	外泊中に訪問看護を実施した場合に算定	1割	2割	3割
		850円	1, 700円	2, 550円

管理療養費(1)*1	月の初日			月の2日目以降(1日につき)		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
	767円	1, 534円	2, 301円	300円	600円	900円

*1 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割未満で、次のいずれかに該当する
・別表第7、第8に該当する者への訪問看護について相当な実績がある
・精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度:40以下の利用者の数 が月に5人以上である

加算利用料の種類と条件(対象の方及び申込ご利用者に限る)			1割	2割	3割	算定回数等
24時間対応体制加算	利用者様の同意を得て、利用者または、その家族などから電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します		680円	1,360円	2,040円	1月に1回
緊急訪問看護加算 (※主治医の指示により緊急訪問を行った場合)	利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1日につき、いずれかを所定額に加算する。		月14日目まで 265円	月14日目まで 530円	月14日目まで 795円	1日に1回
			月15日以降 200円	月15日以降 400円	月15日以降 600円	1日に1回
精神科緊急訪問看護加算	利用者または、その家族などから電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します		月14日目まで 265円	月14日目まで 530円	月14日目まで 795円	1日に1回
			月15日以降 200円	月15日以降 400円	月15日以降 600円	1日に1回
特別管理加算(Ⅰ)	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者		500円	1,000円	1,500円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人口肛門または人口膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態		250円	500円	750円	1月に1回
難病等複数回訪問加算 (※厚生労働大臣が定める疾患+特別訪問看護指示書期間)	1日に2回の場合	(1) 同一建物内1人又は2人	450円	900円	1,350円	1回あたり
		(2) 同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円	1回あたり
	1日に3回以上 ※難病等で週4日以上利用できる方に限る	(1) 同一建物内1人又は2人	800円	1,600円	2,400円	1回あたり
		(2) 同一建物内3人以上	720円	1,440円	2,160円	1回あたり
夜間・早朝訪問看護加算	夜間・・・午後6時～午後10時まで 早朝・・・午前6時～午前8時まで		210円	420円	630円	1回あたり
深夜訪問看護加算	深夜・・・午後10時～午前6時まで		420円	840円	1,260円	1回あたり
複数名訪問看護加算	看護師等	(1) 同一建物内1人	450円	900円	1,350円	1回あたり
		(2) 同一建物内2人	450円	900円	1,350円	1回あたり
		(3) 同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円	1回あたり
	准看護師	(1) 同一建物内1人	380円	760円	1,140円	1回あたり
		(2) 同一建物内2人	380円	760円	1,140円	1回あたり
		(3) 同一建物内3人以上	340円	680円	1,020円	1回あたり
	その他職員 (別表7・8、特別指示以外)	(1) 同一建物内1人	300円	600円	900円	1回あたり
		(2) 同一建物内2人	300円	600円	900円	1回あたり
		(3) 同一建物内3人以上	270円	540円	810円	1回あたり
	その他職員 (別表7・8、特別指示)	(1) 同一建物内1人	300円	600円	900円	1回あたり
		(2) 同一建物内2人	300円	600円	900円	1回あたり
		(3) 同一建物内3人以上	270円	540円	810円	1回あたり
	1日に2回の場合	(1) 同一建物内1人	600円	1,200円	1,800円	1回あたり
		(2) 同一建物内2人	600円	1,200円	1,800円	1回あたり
		(3) 同一建物内3人以上	540円	1,080円	1,620円	1回あたり
	1日に3回以上の場合 ※看護師等、准看護師は週1日、看護補助者は週3日を限度とし、以下の対象となる利用者に対し、複数の看護師等による訪問看護のケアを行った場合に算定する。 ①末期の悪性腫瘍等の方 ②特別訪問看護指示書期間中の方 ③特別な管理を必要とする方 ④暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められた方	(1) 同一建物内1人	1,000円	2,000円	3,000円	1回あたり
		(2) 同一建物内2人	1000円	2,000円	3,000円	1回あたり
		(3) 同一建物内3人以上	900円	1,800円	2,700円	1回あたり

加算利用料の種類と条件(対象の方及び申込ご利用者に限る)		1割	2割	3割	算定回数等
長時間訪問看護加算	人工呼吸器を使用していない15歳未満の超重症児又は準超重症児(週3日まで)及び特別訪問看護指示期間にある方、特別管理加算の方で90分を超えるケアを行った場合(週1日まで)の利用者に対し算定する。	520円	1,040円	1,560円	1回あたり
退院時共同指導加算	入院または入所中に訪問看護を受けようとする患者に対し、退院または退所にあたって、当該主治医等と訪問看護ステーションの看護師等が共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合算定する。末期悪性腫瘍、医療機器を使用する患者等については2回に限り算定する。	800円	1,600円	2,400円	1月に1回
特別管理指導加算	退院時共同指導加算の中でも別表8に該当する場合に上乗せする。	200円	400円	600円	1月に1回
退院支援指導加算	退院日の訪問看護が必要であると認められた者に指導を行った場合に算定する。	600円	1,200円	1,800円	1月に1回
在宅患者連携指導加算 (要介護被保険者は対象外)	在宅で療養している利用者で会って通院困難な者について、利用者またはその家族などの同意を得て、月2回以上、医療関係職種間で文書など(電子メール、fax可)により共有された情報を基に、利用者またはその家族などに対して指導などを行った場合に、月1回に限り算定する。	300円	600円	900円	1月に1回
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	在宅で療養を行っている利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護師等が参加して、利用者に関わる医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、共同で利用者や家族などに対して指導を行った場合に月2回に限り算定する。	200円	400円	600円	1月に1回
訪問看護情報提供 療養費3	保険医療機関に入院又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、訪問看護ステーションが、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合に算定する。	150円	300円	450円	1回あたり (月に1回 限り)
ターミナルケア療養費1	※在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上で、ターミナルケアを行った場合に算定する。	2,500円	5,000円	7,500円	1回あたり
ターミナルケア療養費2	※特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上で、ターミナルケアを行った場合に算定する。	1,000円	2,000円	3,000円	1回あたり
看護・介護職員 連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合	250円	500円	750円	1月に1回
訪問看護ベースアップ 評価料(Ⅰ)	地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に算定する。	78円	156円	234円	1月に1回
訪問看護ベースアップ 評価料(Ⅱ)	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定している利用者1人につき、当該基準に係る区分に従い、月1回に限り、それぞれ所定額を算定する。	1～50円	2～100円	3～150円	1月に1回
訪問看護医療DX 情報活用加算	訪問看護ステーションの看護師が、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算する。	50円	100円	150円	1月に1回
週4日目以降の訪問看護を利用できる方 末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢどの者に限る))／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ・橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群もしくは頸髄損傷 または人工呼吸器を装着している方、特別管理加算の算定要件にある方 ※ 上記以外でも主治医から頻回な訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日訪問可能(月1回)ただし、気管カニューレを使用している方、真皮を越える褥瘡の状態にある方は月2回特別訪問看護指示書が交付できる。					